

平成30年度補正予算及び平成31年度に発注する工事に係る
建設 CALS 適用案件の取り扱いについて

土木部・交通政策局では、建設 CALS の適用案件について、下記のとおり取り扱い等を定めましたのでお知らせします。

記

1 建設 CALS 適用案件について（継続）

平成30年度の補正予算及び平成31年度に発注する工事のうち、当初設計額1,000万円以上の工事は建設 CALS の対象とする。

ただし、以下の工事においては、建設 CALS 適用を受注者の選択制とする。

- ・当初設計額1,000万円以上2,500万円未満工事
- ・地域保全型工事

2 取り扱いの補足について

・上記1に該当する工事については、契約後に受注者側からの申し出により、建設 CALS 適用外とすることができる。（継続）

・また、当初設計額1,000万円未満の工事については、契約後に受注者側からの申し出により、建設 CALS 適用とすることができる。（新規）